

次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成17年 6月 1日

京都市長 榊 本 頼 兼

[掲載順序]

①物品の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ③契約の相手方を決定した日 ④契約の相手方の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び所在地) ⑤契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約によることとした理由

①日本電気株式会社製端末その他付属機器レンタル ②京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384番地 ヤサカ河原町ビル7階 ③平成17年4月1日 ④日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤46,242,000円 ⑥随意契約 ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第2号該当

①介護認定審査会運営支援業務 ②京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384番地 ヤサカ河原町ビル7階 ③平成17年4月1日 ④京都電子計算株式会社 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 260 ⑤基本料金 1箇月当たり 820,000円, 一次判定のための認定調査項目等のデータ入力及び審査会資料の作成業務 1要介護認定等申請当たり 416円(単価契約), 二次判定結果等の保存業務 1要介護認定等申請当たり 149円(単価契約), 介護認定審査会委員の出席回数を集計業務集計表等 1

式当たり 6,000 円 (単価契約), 介護認定審査会委員名簿の作成業務  
名簿等 1 式当たり 2,000 円 (単価契約), 要介護度の判定状況等に関  
する統計業務統計表 1 式当たり 3,000 円 (単価契約), 認定支援セン  
タへ送信するデータの作成業務 1 送信分当たり 2,000 円 (単価契約),  
機器等の保守業務 1 箇月当たり 269,810 円 ⑥随意契約 ⑦「地方公  
共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 10 条第 1  
項第 1 号該当

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)